

宮津市公報

令和3年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

—— 条 例 ——

- 20 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 1
21 宮津市手数料条例の一部を改正する条例 1

—— 規 則 ——

- 12 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 2

—— 告 示 ——

- 104 住民票の消除 2
105 宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱 2
106 宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱 5
107 宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱 5
108 宮津市事業継続月次支援金交付要綱 5
109 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱 7

—— 公 告 ——

- 25 公示送達 10
26 公示送達 11
27 公示送達 11
28 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募 11
29 農用地利用集積計画の縦覧 12

—— 教 育 委 員 会 ——

《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例の招集 12

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集 12

条 例

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第20号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第25条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第37条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第 2 条の 4 第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 3 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、宮津市市税条例第51条第10項の改正規定中「第321条の 8 第52項」を「第321条の 8 第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の 8 第61項」を「第321条の 8 第69項」に改める。

第 2 条のうち、宮津市市税条例第53条第 4 項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の 5 第 4 項」を「第48条の15の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、宮津市市税条例第55条の改正規定中「第55条第 4 項」を「第55条第 3 項中「第48条の15の 5 第 4 項」を「第48条の15の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、宮津市市税条例附則第 2 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第81条の24第 1 項の規定により延長された法第321条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第321条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中宮津市市税条例第25条第 2 項及び第37条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第21号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

宮津市手数料条例(平成12年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第27号及び第28号」を「第26号及び第27号」に改める。

別表中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第104号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

令和3年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

<省略>

———— * * * ————

宮津市告示第105号

宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和3年6月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入の減少等により、家計が大きく悪化している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）への生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第3条に規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者とする。

（1）次の養育要件のいずれかに該当すること。

ア 児童手当受給者 令和3年4月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児

童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者
 イ 特別児童扶養手当受給者 令和3年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者
 ウ 新規児童手当受給者 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

エ 新規特別児童扶養手当受給者 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

オ その他対象児童の養育者 アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 次の所得要件のいずれかに該当すること。

ア 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ 令和3年1月以後の家計急変者 前号に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合（給付金の支給を受けていない場合に限る。）には、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者を支給対象者とする。

(1) 児童手当等受給・非課税者（第2条に規定する支給対象者のうち、同条第1項第1号ア又はイに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者（同項第1号アに該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）が令和3年4月1日以後に死亡した場合

(2) 新規児童手当等受給・非課税者（第2条に規定する支給対象者のうち、同条第1項第1号ウ又はエに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者（同項第1号ウに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）が支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合

(3) その他の支給対象者（第2条に規定する支給対象者のうち、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。以下同じ。）が支給申請後当該者に対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

（対象児童）

第3条 給付金の対象児童は、平成15年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

2 既に支給の決定がされている宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金又は給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき5万円とする。

（支給の実施）

第5条 次に掲げる場合に、給付金を支給する。

(1) 児童手当等受給・非課税者 令和3年4月分の児童手当の受給資格を本市が認定している場合又は特別児童扶養手当に係る事務を本市が行う場合

(2) 新規児童手当等受給・非課税者 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を本市が認定した場合又は特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を本市が受理した場合

(3) その他の支給対象者 申請時点で本市に居住する場合

（支給申請）

第6条 その他の支給対象者で、給付金の支給を受けようとする者は、令和4年2月28日までに、子育て世帯生活支援特別給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者については、令和4年3月15日までとする。

（支給決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 その他の支給対象者から、第6条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備等による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和2年度宮津市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱及び令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 令和2年度宮津市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱 (令和2年告示第83号)

(2) 令和2年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱 (令和2年告示第116号)

————— * * * —————

宮津市告示第106号

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年6月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱 (令和3年告示第95号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 第2号又は第3号に該当する者であっても、宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱 (令和3年告示第105号) に基づき支給される給付金の支給を既に受けている者又は市長が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第107号

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年6月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱 (平成30年告示第54号) の一部を次のように改正する。

題名中「小・中学校等」を「小学校」に改める。

「児童生徒」を「児童」に改める。

第1条中「及び中学校 (以下「市立小中学校」という。) 並びに与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校 (以下「橋立中学校」という。)」を「(以下「市立小学校」という。)」に改める。

第3条中「市立小中学校及び橋立中学校」を「市立小学校」に改め、同条ただし書を削る。

第4条の表宮津市立中学校及び橋立中学校の項を削る。

第6条第1項中「市立小中学校」を「市立小学校」に改め、同条第2項中「宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付申請書」を「宮津市立小学校漢字検定料補助金交付申請書」に改め、同条第3項を削る。

第7条第2項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第108号

宮津市事業継続月次支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月24日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事業継続月次支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言又は法第31条の4第1項の規定に基づき発令された新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「緊急事態宣言等」という。）に伴う令和3年4月以後の飲食店の時間短縮営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、大きな影響を受け、売上が減少している中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使うことができる宮津市事業継続月次支援金（以下「月次支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 月次支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、緊急事態宣言等に基づく地方公共団体による営業時間短縮要請を受けた飲食店と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年4月から同年6月までの期間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の月間事業収入が令和元年又は令和2年の同月と比較して30%以上減少した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 本市に事業所を有する者であること（中小法人等の場合にあつては、次のア又はイのうちいずれかを満たすこと。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のア又はイのうちいずれかを満たすこと。）。
ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
イ 出資金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 令和元年以前から事業を営んでいる者であつて、今後も事業を継続する意思があること。

(不交付対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

(1) 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となった者又は営業時間短縮要請に応じなかった者

(2) 令和2年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 政治団体

(7) 前各号に掲げるもののほか、月次支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(支援金の額)

第4条 月次支援金の額は、対象月（令和元年又は令和2年における対象月と同一の月と比較して売上が30%以上減少した月に限る。以下同じ。）と同月の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する以前の年（月次支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が令和元年又は令和2年から選択の月間事業収入から同月の月間事業収入を差し引いた額（その額に千円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 対象月が複数ある場合は、対象月ごとに月次支援金の額を算定する。

3 第1項の規定にかかわらず、月次支援金の限度額は、申請者が中小法人等の場合は対象月ごとに10万円とし、その他の場合は対象月ごとに5万円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、宮津市事業継続月次支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 令和元年及び令和2年における対象月と同一の月の事業収入が確認できる確定申告書の写し
- (2) 対象月の事業収入を示した帳簿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、過去に宮津市事業継続一時支援金等の支給を受けており、当該申請に当たって第1項各号に掲げる書類を提出している場合は、その書類の提出を省略することができる。

(申請期限)

第6条 月次支援金の交付申請期限は、令和3年9月1日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(交付の取消及び返還)

第8条 市長は、月次支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、月次支援金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に月次支援金が支給されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、月次支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第109号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年6月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）の終了等により、特例貸付を利用できない新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」（令和3年6月11日付社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、就労による自立又は当該自立が困難な場合の円滑な生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。

(2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 自立支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（自立支援金を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 再貸付を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること。

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること。

ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと。

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと。

(2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。

(3) 申請日の属する月における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第3住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

(4) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行うこと。

(ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。

(ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

(6) 生活保護又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。

(7) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。

(8) 申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者（以下単に「暴力団員等」という。）でないこと。

（求職活動等要件）

第4条 支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

(1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

（支給額等）

第5条 自立支援金は、1月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1人 6万円
 - (2) 2人 8万円
 - (3) 3人以上 10万円
- (支給期間)

第6条 自立支援金の支給期間は、3月とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第7条 申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和3年8月31日とする。

(申請及び支給の方式)

第8条 申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（以下「申請書」という。）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（以下「申請時確認書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 再貸付に係る借入書の写しその他の第3条第1号に該当することを証する書類
- (3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (5) 第3条第5号ア(イ)に該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
- (6) 第3条第5号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し
- (7) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

2 市長は、申請書が提出された場合は、前項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け付ける。この場合において、添付書類等に不足があるときは、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(公共職業安定所への求職申込み等)

第9条 市長は、申請者が公共職業安定所への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを市長に提出しなければならない。
(審査及び支給決定等)

第10条 市長は、申請者から提出された申請書及び添付書類に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査を行い、支給を決定した場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書を、不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定通知書を交付する際、自立支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対して、求職活動等状況報告書、公共職業安定所における職業相談確認票、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用求職活動状況報告書及び自立相談支援機関相談確認書を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

(支給方法)

第11条 自立支援金の支給は、申請者から指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第12条 受給者は、常用就職したときは、常用就職届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該各号に定める自立支援金の支給中止の措置をとるものとする。

- (1) 受給者が受給中に第4条に該当していないことが判明した場合は、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
- (2) 受給者が常用就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合は、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。
- (3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- (4) 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- (5) 受給者又は受給者同一の世帯に属する者が暴力団員等と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- (6) 受給者が生活保護を受給した場合は、直ちに支給を中止する。
- (7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、直ちに支給を中止する。
- (8) 受給者が偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- (9) 前各号に定めるもののほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、直ちに支給を中止する。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書を当該受給者に交付するものとする。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第16条 市長は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、申請時確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2 市長は、受給者等の状況等について宮津市社会福祉協議会及び公共職業安定所等関係機関と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第25号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年6月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年6月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第27号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年6月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第28号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和3年6月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	5	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年7月1日（木）から令和3年7月14日（水）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 令和3年8月27日(金)(予定)

————— * * * —————

宮津市公告第29号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画(令和3年6月10日付け宮農委第14号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年6月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年6月25日

至 令和3年7月9日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第18号

令和3年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月17日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和3年6月18日(金) 午前9時00分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年6月4日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和3年6月10日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(ミッブル3階)第1コミュニティルーム

3 議 題

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第20号 非農地証明交付申請の承認について

議案第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について